

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目	使用料・手数料等の取扱い(上・下水道使用料,有線テレビ使用料,公営住宅使用料を除く。)	協議細目		
調整の方針	<p>使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り統一する。また、必要に応じて緩和措置を講ずるものとする。</p> <p>手数料については、3町村におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統一に努めるものとする。</p>			
項目	備考	先	進	事例
<p>「使用料・手数料等の取扱い」として協議するもの</p> <p>[使用料] 行政財産の目的外使用料 公の施設の使用料 ただし、上水道・簡易水道の使用料、農業集落排水施設の使用料、保育料、公営住宅等の使用料、有線テレビ使用料については別途協議項目とする。</p> <p>[手数料] 窓口サービス関係の手数料 各種許可・検査等の手数料</p> <p>実費徴収分(コピー料、教材・用紙代、健診負担等)については、別途協議項目とする。</p> <p>各種事業に対する分担金・負担金(加入負担金含む。)については、別途協議項目とする。</p>	<p>地方自治法(抄)</p> <p>(分担金) 第224条 普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。</p> <p>(使用料) 第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第4項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。</p> <p>(手数料) 第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。</p> <p>第238条の4(第1項～第3項、第5項、第6項 省略)</p> <p>4 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。</p>	<p>新市町村名</p> <p>さいたま市</p> <p>西 京 市</p> <p>篠 山 市</p> <p>あきる野市</p>	<p>合併の期日</p> <p>平成13年5月1日</p> <p>平成13年1月21日</p> <p>平成11年4月1日</p> <p>平成7年9月1日</p>	<p>合併協定書からの抜粋</p> <p>使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り統一する。また、必要に応じて緩和措置を講ずるものとする。</p> <p>手数料については、3市におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統一するものとする。</p> <p>2市で差異のある使用料、手数料等については、次のとおりと扱うものとする。 学校施設使用料及び公園使用(占有)料については、田無市の例による。 清掃手数料については、原則田無市の例により調整する。 事務手数料については、現行単価を基準として統一を図る。 保育料については、負担の軽減を図る方向で調整する。 学童クラブ育成料及び間食費については、田無市の例により調整する。</p> <p>使用料及び手数料については、原則として現行のとおりとする。ただし、新町における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則から、適正な料金のあり方等について、新町において引き続き検討する。</p> <p>幼稚園保育料については、西紀町及び今田町の例による。 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可申請手数料については、篠山町の例による。 保育所保育料については、国の保育料徴収金基準額表を参考として、合併時に調整する。 国民健康保険直営診療所使用料及び手数料については、篠山町の例による。</p> <p>使用料は、当分の間、原則として現行のとおりとする。ただし、道路占用料については、秋川市の制度に統一する。</p> <p>なお、類似の施設等については、新市において調整する。また、手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、「負担の公平性の原則」により、統一に努める。</p>

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目	使用料・手数料等の取扱い(上・下水道使用料、有線テレビ使用料、公営住宅使用料を除く。)				協議細目	使用料	
調整の方針							
高富町	伊自良村				美山町		具体的な調整内容
行政財産の目的外使用に係る使用料		行政財産の目的外使用に係る使用料		行政財産の目的外使用に係る使用料		現行のとおりとする。	
区分	使用料		区分	使用料			
電柱その他これに類するもの	電気通信事業法施行令別表の規定により算出して得た額		電柱その他これに類するもの	電気通信事業法施行令別表の規定により算出して得た額			
土地の使用で前各号以外のもの	使用する土地の台帳価格に100分の3を乗じて得た額		土地の使用で前各号以外のもの	使用する土地の台帳価格に100分の3を乗じて得た額			
事務所、食堂、売店等	使用する建物の台帳価格に100分の7を乗じて得た額と次の算式(*)により計算して得た額とを合算した額 *当該建物の建面積に相当する土地の使用料×当該建物のうちその使用に係る部分の面積/当該建物の延面積		事務所、食堂、売店等	使用する建物の台帳価格に100分の7を乗じて得た額と次の算式(*)により計算して得た額とを合算した額 *当該建物の建面積に相当する土地の使用料×当該建物のうちその使用に係る部分の面積/当該建物の延面積			
前各号以外のもの	町長が別に定める額		前各号以外のもの	村長が別に定める額			
老人福祉センター(目的外使用)						調整する。	
区分	9~13時	13~17時	17~22時	9~22時			
集会室	1,050円	1,050円	2,100円	4,200円			
娯楽室	1,050円	1,050円	2,100円	4,200円			
*冷暖房を使用する場合は30パーセント加算する。							
母子健康センター(目的外使用)							
区分	9~13時	13~17時	17~22時	9~22時			
保健指導室	735円	840円	1,575円	3,150円			
乳児相談室	1,050円	1,050円	2,100円	4,200円			
*冷暖房を使用する場合は30パーセント加算する。							

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目	使用料・手数料等の取扱い(上・下水道使用料、有線テレビ使用料、公営住宅使用料を除く。)			協議細目	使用料																																																																																											
調整の方針																																																																																																
高 富 町	伊 自 良 村			美 山 町		具体的な調整内容																																																																																										
小学校及び中学校 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="2">金額(1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">屋内運動場</td> <td>小学校</td> <td>全館使用</td> <td>420円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一部使用</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中学校</td> <td>全館使用</td> <td>420円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="2">金額(1時間当たり)</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>照明を使用しない場合</th> <th>照明を使用する場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">屋外運動場</td> <td>小学校</td> <td>無料</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>50円</td> <td>1,050円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		金額(1時間当たり)		屋内運動場	小学校	全館使用	420円		一部使用	210円		中学校	全館使用	420円	区 分		金額(1時間当たり)				照明を使用しない場合	照明を使用する場合	屋外運動場	小学校	無料	210円	中学校	50円	1,050円	小学校及び中学校 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="2">金額(1時間当たり)</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>照明を使用しない場合</th> <th>照明を使用する場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">中学校グラウンド</td> <td>775円</td> <td>1,545円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="2">金額(1時間当たり)</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>照明を使用しない場合</th> <th>照明を使用する場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">屋外運動場</td> <td>小学校</td> <td>80円</td> <td>155円</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>55円</td> <td>105円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		金額(1時間当たり)				照明を使用しない場合	照明を使用する場合	中学校グラウンド		775円	1,545円	区 分		金額(1時間当たり)				照明を使用しない場合	照明を使用する場合	屋外運動場	小学校	80円	155円	中学校	55円	105円	小学校及び中学校 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="2">昼 間</th> <th rowspan="2">夜 間</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>1 日</th> <th>5時間以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">屋内運動場</td> <td>小学校</td> <td>2,100円</td> <td>1,575円</td> <td>525円増</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>2,100円</td> <td>1,575円</td> <td>525円増</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="2">昼 間</th> <th rowspan="2">夜 間</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>1 日</th> <th>5時間以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">屋外運動場</td> <td>小学校</td> <td>2,100円</td> <td>1,575円</td> <td>525円増</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>2,100円</td> <td>1,575円</td> <td>525円増</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		昼 間		夜 間			1 日	5時間以内	屋内運動場	小学校	2,100円	1,575円	525円増	中学校	2,100円	1,575円	525円増	区 分		昼 間		夜 間			1 日	5時間以内	屋外運動場	小学校	2,100円	1,575円	525円増	中学校	2,100円	1,575円	525円増	現行のとおりとする。
区 分		金額(1時間当たり)																																																																																														
屋内運動場	小学校	全館使用	420円																																																																																													
		一部使用	210円																																																																																													
	中学校	全館使用	420円																																																																																													
区 分		金額(1時間当たり)																																																																																														
		照明を使用しない場合	照明を使用する場合																																																																																													
屋外運動場	小学校	無料	210円																																																																																													
	中学校	50円	1,050円																																																																																													
区 分		金額(1時間当たり)																																																																																														
		照明を使用しない場合	照明を使用する場合																																																																																													
中学校グラウンド		775円	1,545円																																																																																													
区 分		金額(1時間当たり)																																																																																														
		照明を使用しない場合	照明を使用する場合																																																																																													
屋外運動場	小学校	80円	155円																																																																																													
	中学校	55円	105円																																																																																													
区 分		昼 間		夜 間																																																																																												
		1 日	5時間以内																																																																																													
屋内運動場	小学校	2,100円	1,575円	525円増																																																																																												
	中学校	2,100円	1,575円	525円増																																																																																												
区 分		昼 間		夜 間																																																																																												
		1 日	5時間以内																																																																																													
屋外運動場	小学校	2,100円	1,575円	525円増																																																																																												
	中学校	2,100円	1,575円	525円増																																																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>1日</th> <th>5時間以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別教室及び普通教室</td> <td>1,050円</td> <td>525円</td> </tr> <tr> <td>拡声装置</td> <td>525円</td> <td>260円</td> </tr> <tr> <td>ピアノ</td> <td>315円</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td>テープレコーダー</td> <td>315円</td> <td>160円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	1日	5時間以内	特別教室及び普通教室	1,050円	525円	拡声装置	525円	260円	ピアノ	315円	160円	テープレコーダー	315円	160円		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">昼 間</th> <th rowspan="2">夜 間</th> </tr> <tr> <th></th> <th>1 日</th> <th>5時間以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別教室及び普通教室</td> <td>1,050円</td> <td>525円</td> <td>315円増</td> </tr> <tr> <td>拡声装置</td> <td>315円</td> <td>153円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ピアノ</td> <td>630円</td> <td>315円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>テープレコーダー</td> <td>315円</td> <td>153円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	昼 間		夜 間		1 日	5時間以内	特別教室及び普通教室	1,050円	525円	315円増	拡声装置	315円	153円		ピアノ	630円	315円		テープレコーダー	315円	153円		廃止する。																																																							
区 分	1日	5時間以内																																																																																														
特別教室及び普通教室	1,050円	525円																																																																																														
拡声装置	525円	260円																																																																																														
ピアノ	315円	160円																																																																																														
テープレコーダー	315円	160円																																																																																														
区 分	昼 間		夜 間																																																																																													
	1 日	5時間以内																																																																																														
特別教室及び普通教室	1,050円	525円	315円増																																																																																													
拡声装置	315円	153円																																																																																														
ピアノ	630円	315円																																																																																														
テープレコーダー	315円	153円																																																																																														
		旧葛原小学校及び旧北武芸小学校 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金額(1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋内運動場</td> <td>105円</td> </tr> <tr> <td>屋外運動場</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>教室(1部屋あたり)</td> <td>210円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金額(1時間当たり)	屋内運動場	105円	屋外運動場	210円	教室(1部屋あたり)	210円	現行のとおりとする。																																																																																					
区 分	金額(1時間当たり)																																																																																															
屋内運動場	105円																																																																																															
屋外運動場	210円																																																																																															
教室(1部屋あたり)	210円																																																																																															
		町民プール <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>1回の使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大 人</td> <td>315円</td> </tr> <tr> <td>小 人</td> <td>105円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	1回の使用料	大 人	315円	小 人	105円	現行のとおりとする。																																																																																							
区 分	1回の使用料																																																																																															
大 人	315円																																																																																															
小 人	105円																																																																																															

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目	使用料・手数料等の取扱い(上・下水道使用料、有線テレビ使用料、公営住宅使用料を除く。)				協議細目	使用料								
調整の方針														
高富町	伊自良村			美山町		具体的な調整内容								
中央公民館	中央公民館			中央公民館・地区公民館		現行のとおりとする。								
区分	9～13時	13～17時	17～22時	9～22時	区分		9～13時	13～17時	17～22時	9～22時				
町民ホール	5,250円	5,250円	10,500円	21,000円	階・室名		使用料		大集会室	3,150円	3,150円	5,250円	8,400円	
大会議室	1,050円	1,050円	2,100円	4,200円			昼間	夜間	研修室・小会議室等	525円	525円	735円	1,575円	
会議室・学習室(1室につき)	735円	840円	1,575円	3,150円			平日	終日	調理室	735円	735円	1,050円	2,100円	
*冷暖房を使用する場合は30パーセント加算する。					3階・集会室		1,545円	3,090円	2,060円	中央公民館ホール	8,400円	8,400円	16,800円	33,600円
地区公民館	地区公民館				2階・教養室		720円	1,440円	1,545円	陶芸室	735円	735円	1,050円	2,100円
区分	9～13時	13～17時	17～22時	9～22時	2階・婦人研修室		720円	1,440円	1,545円	*冷暖房を使用する場合は50パーセント加算する。				
ホール・ステージ	1,575円	1,575円	2,100円	5,250円	2階・研修室		720円	1,440円	1,545円					
会議室(1室につき)	210円	315円	525円	1,050円	1階・教養室		720円	1,440円	1,545円					
*冷暖房を使用する場合は30パーセント加算する。					1階・青年研修室		310円	515円	410円					
町民体育館	町民体育館				1階・老人室		310円	515円	410円					
使用別	金額(1時間当たり)				1階・読書室		310円	515円	410円					
全館使用	420円				1階・調理室		310円	515円	410円					
一部使用	210円													
町民グラウンド等	町民グラウンド等													
区分	金額(1時間当たり)													
	照明を使用しない場合	照明を使用する場合												
町民グラウンド	50円	260円												
大桜町民グラウンド	50円	1,050円												
佐賀町民広場	30円	190円												
梅原スポーツランド(グラウンド)	50円	630円												
梅原スポーツランド(テニスコート)	210円	315円												
									現行のとおりとする。					

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

協議項目	使用料・手数料等の取扱い(上・下水道使用料、有線テレビ使用料、公営住宅使用料を除く。)	協議細目	使用料	
調整の方針				
高 富 町	伊 自 良 村	美 山 町	具 体 的 な 調 整 内 容	
総合体育館				
	区 分	金額(1時間あたり)		
施設分	アリーナ	全 面	1,260円	
		半 面	630円	
		バレーボール (9人制)1コート	420円	
		バスケットボール (固定)1コート	420円	
		1/4面	315円	
		バドミントン、卓球 1コート	155円	
	柔剣道場	全 面	630円	
		半 面	315円	
	会 議 室		470円	
	大 会 役 員 室		315円	
選手控え室・託児室		210円		
放 送 室		210円		
設備分	トレーニング グループ	当日利用 1人1回	100円	
		回数券 1人11回	1,000円	
		月間利用 1人1箇月	1,500円	
	バレーボール器具 1コート一式1回		315円	
	固定バスケットゴール 1コート一式1回		210円	
	移動式バスケットゴール 一式1回		1,050円	
	テニス器具 1コート一式1回		210円	
	バドミントン器具 1コート一式1回		210円	
	卓球器具 卓球1台分一式1回		210円	
	バレーボール正規審判台 1台につき1回		260円	
	柔道用畳 一式1回		1,050円	
	組立式舞台 1台につき1回		260円	
	長机 持ち出し使用1台につき		50円	
	折り畳み椅子 10脚単位		210円	
放送用設備 一式1回		260円		
現行のとおりとする。				

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目	使用料・手数料等の取扱い(上・下水道使用料、有線テレビ使用料、公営住宅使用料を除く。)		協議細目	使用料																																																																											
調整の方針																																																																															
高富町	伊自良村	美山町	具体的な調整内容																																																																												
<p>総合体育館(続き) (増使用料)</p> <p>電灯数の増使用料 基本電灯数以上に電灯を必要とする場合は1灯につき、1時間50円を加算する。</p> <p>超過時間の増使用料 時間区分を超えたときは、超えた時間1時間までごとに超えた時間区分の使用料の1時間当たりの使用料を加算する。</p> <p>全館専用使用(他の一切の利用を認めない場合をいう。)の場合は、当該料金の1.5倍の料金とする。</p> <p>入場料を徴収する場合(入場について直接又は間接に金銭の徴収をする場合をいう。)は、当使用料の10倍とする。</p> <p>使用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。</p> <p>使用時間には、準備及び原状回復のための時間を含むものとする。</p> <p>冷暖房を使用する場合は、30パーセント加算する。</p> <p>付帯設備の使用料金は、時間の制限はしない。</p>			<p>現行のとおりとする。</p>																																																																												
<p>総合運動場</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">金額(1時間当たり)</th> </tr> <tr> <th>照明を使用しない場合</th> <th>照明を使用する場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">多目的グラウンド</td> <td>半面(野球系1面)</td> <td>210円 1,260円</td> </tr> <tr> <td>全面1(サッカー系)</td> <td>420円 1,680円</td> </tr> <tr> <td>全面2(野球系2面)</td> <td>420円 2,520円</td> </tr> <tr> <td>テニスコート施設</td> <td>1面</td> <td>315円 470円</td> </tr> <tr> <td>付帯設備使用料金</td> <td>放送用設備 一式1回</td> <td>210円</td> </tr> </tbody> </table> <p>超過時間の増使用料 時間区分を超えたときは、超えた時間1時間までごとに超えた時間区分の使用料の1時間当たりの使用料を加算する。</p> <p>入場料を徴収する場合(入場について直接又は間接に金銭の徴収をする場合をいう。)は、当使用料の10倍とする。</p> <p>使用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。</p> <p>使用時間には、準備及び原状回復のための時間を含むものとする。</p>	区 分	金額(1時間当たり)		照明を使用しない場合	照明を使用する場合	多目的グラウンド	半面(野球系1面)	210円 1,260円	全面1(サッカー系)	420円 1,680円	全面2(野球系2面)	420円 2,520円	テニスコート施設	1面	315円 470円	付帯設備使用料金	放送用設備 一式1回	210円	<p>総合運動場</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>昼間(8~17時)</th> <th>夜間(19~21時30分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">一 般</td> <td>2時間</td> <td>8,240円</td> </tr> <tr> <td>全 日</td> <td>5,150円</td> </tr> <tr> <td>中学生以下</td> <td>520円 2,060円</td> </tr> </tbody> </table> <p>テニスコート</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">使用料 (1面当たり)</th> </tr> <tr> <th>昼間(2時間)</th> <th>夜間(19~21時30分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 般</td> <td>620円</td> <td>1,240円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	使用料		昼間(8~17時)	夜間(19~21時30分)	一 般	2時間	8,240円	全 日	5,150円	中学生以下	520円 2,060円	区 分	使用料 (1面当たり)		昼間(2時間)	夜間(19~21時30分)	一 般	620円	1,240円	<p>総合運動場</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>昼 間</th> <th>夜 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">町 内</td> <td>無 料</td> <td>1時間以内 1,575円 1時間以内増ごと 1,575円</td> </tr> <tr> <td>4時間以内 1時間以内増ごと</td> <td>2,100円 1,050円 1時間以内増ごと 3,150円</td> </tr> <tr> <td>町 外</td> <td>4時間以内 1時間以内増ごと</td> <td>2,100円 1,050円 1時間以内増ごと 3,150円</td> </tr> </tbody> </table> <p>テニスコート</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">使用料 (1時間当たり)</th> </tr> <tr> <th>照明を使用しない場合</th> <th>照明を使用する場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町 内</td> <td>一面当たり 300円</td> <td>450円</td> </tr> <tr> <td>町 外</td> <td>一面当たり 500円</td> <td>750円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	使用料		昼 間	夜 間	町 内	無 料	1時間以内 1,575円 1時間以内増ごと 1,575円	4時間以内 1時間以内増ごと	2,100円 1,050円 1時間以内増ごと 3,150円	町 外	4時間以内 1時間以内増ごと	2,100円 1,050円 1時間以内増ごと 3,150円	区 分	使用料 (1時間当たり)		照明を使用しない場合	照明を使用する場合	町 内	一面当たり 300円	450円	町 外	一面当たり 500円	750円	<p>美山町における総合運動場及びテニスコートの使用料は次のとおりとし、その他の使用料は現行のとおりとする。</p> <p>総合運動場</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">使 用 料</th> </tr> <tr> <th>昼 間</th> <th>夜 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無 料</td> <td>1時間以内 1,575円 1時間以内増ごと 1,575円</td> </tr> </tbody> </table> <p>テニスコート</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">使用料 (1時間当たり)</th> </tr> <tr> <th>照明を使用しない場合</th> <th>照明を使用する場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一面当たり</td> <td>300円</td> <td>450円</td> </tr> </tbody> </table>	使 用 料		昼 間	夜 間	無 料	1時間以内 1,575円 1時間以内増ごと 1,575円	区 分	使用料 (1時間当たり)		照明を使用しない場合	照明を使用する場合	一面当たり	300円	450円
区 分		金額(1時間当たり)																																																																													
	照明を使用しない場合	照明を使用する場合																																																																													
多目的グラウンド	半面(野球系1面)	210円 1,260円																																																																													
	全面1(サッカー系)	420円 1,680円																																																																													
	全面2(野球系2面)	420円 2,520円																																																																													
テニスコート施設	1面	315円 470円																																																																													
付帯設備使用料金	放送用設備 一式1回	210円																																																																													
区 分	使用料																																																																														
	昼間(8~17時)	夜間(19~21時30分)																																																																													
一 般	2時間	8,240円																																																																													
	全 日	5,150円																																																																													
	中学生以下	520円 2,060円																																																																													
区 分	使用料 (1面当たり)																																																																														
	昼間(2時間)	夜間(19~21時30分)																																																																													
一 般	620円	1,240円																																																																													
区 分	使用料																																																																														
	昼 間	夜 間																																																																													
町 内	無 料	1時間以内 1,575円 1時間以内増ごと 1,575円																																																																													
	4時間以内 1時間以内増ごと	2,100円 1,050円 1時間以内増ごと 3,150円																																																																													
町 外	4時間以内 1時間以内増ごと	2,100円 1,050円 1時間以内増ごと 3,150円																																																																													
区 分	使用料 (1時間当たり)																																																																														
	照明を使用しない場合	照明を使用する場合																																																																													
町 内	一面当たり 300円	450円																																																																													
町 外	一面当たり 500円	750円																																																																													
使 用 料																																																																															
昼 間	夜 間																																																																														
無 料	1時間以内 1,575円 1時間以内増ごと 1,575円																																																																														
区 分	使用料 (1時間当たり)																																																																														
	照明を使用しない場合	照明を使用する場合																																																																													
一面当たり	300円	450円																																																																													

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目	使用料・手数料等の取扱い(上・下水道使用料、有線テレビ使用料、公営住宅使用料を除く。)			協議細目	使用料			
調整の方針								
高富町	伊自良村	美山町	具体的な調整内容					
勤労者体育センター								
区 分		金額(1時間当たり)						
1階フロアー全面・ 半面	雇用保険の被保険者又は被保険者であった者	全面	315円					
	その他町長が認めた者	全面	420円					
2階卓球場 全面	雇用保険の被保険者又は被保険者であった者	全面	210円					
	その他町長が認めた者	全面	250円					
2階卓球場 1台につき	雇用保険の被保険者又は被保険者であった者	全面	105円					
	その他町長が認めた者	全面	125円					
* 料金を算定する場合、1時間未満の端数が生じたときは、1時間に切り上げるものとする。								
老人福祉センター		老人福祉センター		老人福祉センター				
区 分		9~13時	13~17時	9~17時	区 分	9~13時	13~17時	9~17時
栄養指導室		1,000円	1,000円	1,600円	教養娯楽室	525円	525円	1,050円
機能回復室		1人1日につき 100円			図書室	525円	525円	1,050円
保健運動指導室		500円	500円	800円	栄養指導室	525円	525円	1,050円
教養娯楽室		3,000円	3,000円	4,800円	生活相談室	525円	525円	1,050円
集会室(1)		1,500円	1,500円	2,400円	集会室	525円	525円	1,050円
集会室(2)		1,500円	1,500円	2,400円	運動指導室	525円	525円	1,050円
冷暖房使用料		使用した部屋の使用料の10分の5に相当する額			* 入館料として、1人1回210円徴収する。			
入浴料		1人1日につき 100円						
母子健康センター								
区 分		使用料等						
分娩料		1分娩につき 96,000円						
入所料		1日につき 2,200円						
沐浴料		1日につき 800円						
処置料		1日につき 600円						
薬剤費		1分娩につき 800円						
新生児介補料		1日につき 1,600円						
寝具料		1日につき 200円						
給食料		1日につき 1,000円						
村民以外の分娩料については、20,600円を加算する。								

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目	使用料・手数料等の取扱い(上・下水道使用料、有線テレビ使用料、公営住宅使用料を除く。)				協議細目	使用料
調整の方針						
高富町	伊自良村			美山町	具体的な調整内容	
北部地区多目的研修集会施設						
区分	9～13時	13～17時	17～22時	9～22時		
ホール・ステージ	1,575円	1,575円	2,100円	5,250円		
研修室・相談室、娯楽室・調理室(1室につき)	210円	315円	525円	1,050円	現行のとおりとする。	
四国山香りの森公園						
区分	金額(1時間当たり)		区分	金額(1時間当たり)		
香りドーム	2,100円		ふれあいドーム	315円		現行のとおりとする。
香りドーム照明施設	525円		さわやかドーム	315円		
伊自良湖ステージ 1時間当りの使用料は530円とする。						
フラワーパークすいげん						
区分	単位期間	使用料				
行商、募金その他これらに類する行為	1件1日	1,000円				
業としての写真又は映画の撮影に類する行為	1件1日	3,000円				
興業	1件1日	5,000円				
協議会、展示会、博覧会その他これらに類する催し	1件1日	2,000円				
有料となる施設の利用(パターゴルフ場)	1人1回	300円		現行のとおりとする。		

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目	使用料・手数料等の取扱い(上・下水道使用料、有線テレビ使用料、公営住宅使用料を除く。)		協議細目	使用料																						
調整の方針																										
高富町	伊自良村	美山町		調整方針																						
		山県高校体育施設(屋外運動場) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>早朝(5時~7時30分)</td> <td rowspan="3">無料</td> </tr> <tr> <td>午前(8時~12時30分)</td> </tr> <tr> <td>午後(13時~17時00分)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">夜間</td> <td>(5月1日~6月30日)</td> <td rowspan="2">1時間以内 525円</td> </tr> <tr> <td>(9月1日~10月31日)</td> </tr> <tr> <td>18時~22時</td> <td rowspan="2">1時間以内 増ごと 525円</td> </tr> <tr> <td>(7月1日~8月31日)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>19時~22時</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区 分	使用料	早朝(5時~7時30分)	無料	午前(8時~12時30分)	午後(13時~17時00分)	夜間	(5月1日~6月30日)	1時間以内 525円	(9月1日~10月31日)	18時~22時	1時間以内 増ごと 525円	(7月1日~8月31日)		19時~22時		現行のとおりとする。						
区 分	使用料																									
早朝(5時~7時30分)	無料																									
午前(8時~12時30分)																										
午後(13時~17時00分)																										
夜間	(5月1日~6月30日)	1時間以内 525円																								
	(9月1日~10月31日)																									
	18時~22時	1時間以内 増ごと 525円																								
	(7月1日~8月31日)																									
	19時~22時																									
		地域交流センター <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">1泊の料金(1人当たり)</th> </tr> <tr> <th>町内</th> <th>町外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学生・中学生</td> <td>500円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>高校生・大学生</td> <td>1,000円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>一 般</td> <td>1,500円</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table> 小学生・中学生が教育課程で使用する場合は半額。		区 分	1泊の料金(1人当たり)		町内	町外	小学生・中学生	500円	1,000円	高校生・大学生	1,000円	1,500円	一 般	1,500円	2,000円	次のとおりとする。 地域交流センター <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>1泊の料金(1人当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学生・中学生</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>高校生・大学生</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>一 般</td> <td>1,500円</td> </tr> </tbody> </table> 小学生・中学生が教育課程で使用する場合は半額。	区 分	1泊の料金(1人当たり)	小学生・中学生	500円	高校生・大学生	1,000円	一 般	1,500円
区 分	1泊の料金(1人当たり)																									
	町内	町外																								
小学生・中学生	500円	1,000円																								
高校生・大学生	1,000円	1,500円																								
一 般	1,500円	2,000円																								
区 分	1泊の料金(1人当たり)																									
小学生・中学生	500円																									
高校生・大学生	1,000円																									
一 般	1,500円																									
	キャンプ場 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>使用料(1棟当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午後1時~翌日正午</td> <td></td> </tr> <tr> <td>キャンプハウス 8人用</td> <td>8,400円</td> </tr> </tbody> </table> 金・土曜日、8月12日~8月15日の宿泊は2,100円増。	区 分	使用料(1棟当たり)	午後1時~翌日正午		キャンプハウス 8人用	8,400円			現行のとおりとする。																
区 分	使用料(1棟当たり)																									
午後1時~翌日正午																										
キャンプハウス 8人用	8,400円																									
農業研修施設 1時間当りの使用料は210円とする。ただし、冷暖房を使用する場合、使用料に30%加算する。				廃止する。																						

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目	使用料・手数料等の取扱い(上・下水道使用料、有線テレビ使用料、公営住宅使用料を除く。)		協議細目	使用料																																																																																																																
調整の方針																																																																																																																				
高富町	伊自良村	美山町		調整方針																																																																																																																
		グリーンプラザみやま <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>料金</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">コ</td> <td>1棟</td> <td>28,000円</td> <td>8人用</td> </tr> <tr> <td>1棟</td> <td>112,000円</td> <td>夏休みを除く平日の全棟貸切</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">テ</td> <td>1棟</td> <td>28,000円</td> <td>休日前、年末年始</td> </tr> <tr> <td>1棟</td> <td>18,000円</td> <td>平日</td> </tr> <tr> <td>1棟</td> <td>112,000円</td> <td>平日の全棟貸切</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ジ</td> <td colspan="2">連泊割引</td> <td>2日目は20%、3日目以降は30%</td> </tr> <tr> <td>1棟</td> <td>10,000円</td> <td>宿泊のない場合(夏休み除く平日)</td> </tr> <tr> <td>ロッジ A</td> <td>1棟</td> <td>21,000円</td> <td>6人用</td> </tr> <tr> <td>ロッジ B</td> <td>1棟</td> <td>17,000円</td> <td>6人用</td> </tr> <tr> <td>バンガロー</td> <td>1棟</td> <td>9,000円</td> <td>6人用</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">研修室</td> <td rowspan="4">1室</td> <td>2,000円</td> <td>昼間4時間まで</td> </tr> <tr> <td>500円</td> <td>延長1時間につき</td> </tr> <tr> <td>3,000円</td> <td>夜間(18~22時)</td> </tr> <tr> <td>料金の20%</td> <td>冷暖房割増</td> </tr> <tr> <td>パターゴルフ場</td> <td>1人</td> <td>500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">バーベキューハウス</td> <td rowspan="2">1釜</td> <td>2,500円</td> <td>宿泊利用</td> </tr> <tr> <td>3,500円</td> <td>一般利用(3時間)</td> </tr> <tr> <td>飯ごう(4合)、鍋</td> <td>1ヶ</td> <td>300円</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">やかん</td> <td>1ヶ</td> <td>100円</td> <td>2~3リットル</td> </tr> <tr> <td>1ヶ</td> <td>200円</td> <td>5~6リットル</td> </tr> <tr> <td>食器(茶碗、皿、箸等)</td> <td>1式</td> <td>100円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>バケツ</td> <td>1ヶ</td> <td>100円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉄板又は金網</td> <td>1ヶ又は1枚</td> <td>300円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>寝具(布団・毛布・枕)</td> <td>1式</td> <td>600円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>バーベキューセット</td> <td>1式</td> <td>500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シャワー室</td> <td>3分間</td> <td>100円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">使用の取り消し料</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">使用開始の前日から起算してさかのぼって10日前に当たる日以降</td> <td colspan="2">使用料金20%以内</td> </tr> <tr> <td colspan="2">使用開始の前日から起算してさかのぼって11日前に当たる日以降</td> <td colspan="2">使用料金50%以内</td> </tr> <tr> <td colspan="2">使用開始の前日から起算してさかのぼって12日前に当たる日以降</td> <td colspan="2">使用料金100%以内</td> </tr> </tbody> </table>		区分	単位	料金	備考	コ	1棟	28,000円	8人用	1棟	112,000円	夏休みを除く平日の全棟貸切	テ	1棟	28,000円	休日前、年末年始	1棟	18,000円	平日	1棟	112,000円	平日の全棟貸切	ジ	連泊割引		2日目は20%、3日目以降は30%	1棟	10,000円	宿泊のない場合(夏休み除く平日)	ロッジ A	1棟	21,000円	6人用	ロッジ B	1棟	17,000円	6人用	バンガロー	1棟	9,000円	6人用	研修室	1室	2,000円	昼間4時間まで	500円	延長1時間につき	3,000円	夜間(18~22時)	料金の20%	冷暖房割増	パターゴルフ場	1人	500円		バーベキューハウス	1釜	2,500円	宿泊利用	3,500円	一般利用(3時間)	飯ごう(4合)、鍋	1ヶ	300円		やかん	1ヶ	100円	2~3リットル	1ヶ	200円	5~6リットル	食器(茶碗、皿、箸等)	1式	100円		バケツ	1ヶ	100円		鉄板又は金網	1ヶ又は1枚	300円		寝具(布団・毛布・枕)	1式	600円		バーベキューセット	1式	500円		シャワー室	3分間	100円		使用の取り消し料					使用開始の前日から起算してさかのぼって10日前に当たる日以降		使用料金20%以内		使用開始の前日から起算してさかのぼって11日前に当たる日以降		使用料金50%以内		使用開始の前日から起算してさかのぼって12日前に当たる日以降		使用料金100%以内		現行のとおりとする。
区分	単位	料金	備考																																																																																																																	
コ	1棟	28,000円	8人用																																																																																																																	
	1棟	112,000円	夏休みを除く平日の全棟貸切																																																																																																																	
テ	1棟	28,000円	休日前、年末年始																																																																																																																	
	1棟	18,000円	平日																																																																																																																	
	1棟	112,000円	平日の全棟貸切																																																																																																																	
ジ	連泊割引		2日目は20%、3日目以降は30%																																																																																																																	
	1棟	10,000円	宿泊のない場合(夏休み除く平日)																																																																																																																	
ロッジ A	1棟	21,000円	6人用																																																																																																																	
ロッジ B	1棟	17,000円	6人用																																																																																																																	
バンガロー	1棟	9,000円	6人用																																																																																																																	
研修室	1室	2,000円	昼間4時間まで																																																																																																																	
		500円	延長1時間につき																																																																																																																	
		3,000円	夜間(18~22時)																																																																																																																	
		料金の20%	冷暖房割増																																																																																																																	
パターゴルフ場	1人	500円																																																																																																																		
バーベキューハウス	1釜	2,500円	宿泊利用																																																																																																																	
		3,500円	一般利用(3時間)																																																																																																																	
飯ごう(4合)、鍋	1ヶ	300円																																																																																																																		
やかん	1ヶ	100円	2~3リットル																																																																																																																	
	1ヶ	200円	5~6リットル																																																																																																																	
食器(茶碗、皿、箸等)	1式	100円																																																																																																																		
バケツ	1ヶ	100円																																																																																																																		
鉄板又は金網	1ヶ又は1枚	300円																																																																																																																		
寝具(布団・毛布・枕)	1式	600円																																																																																																																		
バーベキューセット	1式	500円																																																																																																																		
シャワー室	3分間	100円																																																																																																																		
使用の取り消し料																																																																																																																				
使用開始の前日から起算してさかのぼって10日前に当たる日以降		使用料金20%以内																																																																																																																		
使用開始の前日から起算してさかのぼって11日前に当たる日以降		使用料金50%以内																																																																																																																		
使用開始の前日から起算してさかのぼって12日前に当たる日以降		使用料金100%以内																																																																																																																		

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目	使用料・手数料等の取扱い(上・下水道使用料、有線テレビ使用料、公営住宅使用料を除く。)		協議細目	使用料																																																	
調整の方針																																																					
高富町	伊自良村	美山町	調整方針																																																		
		山村開発センター <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">基本料金</th> <th colspan="2">追加料金</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老人教養室</td> <td>210円</td> <td>315円</td> <td>50円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>若者の部屋</td> <td>210円</td> <td>315円</td> <td>50円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>婦人教養室</td> <td>315円</td> <td>420円</td> <td>50円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>料理実習室</td> <td>525円</td> <td>735円</td> <td>100円</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>大集会室</td> <td>1,050円</td> <td>1,575円</td> <td>210円</td> <td>315円</td> </tr> <tr> <td>中会議室</td> <td>315円</td> <td>420円</td> <td>50円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>315円</td> <td>420円</td> <td>50円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>浴室</td> <td>210円</td> <td>315円</td> <td>50円</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 基本料金は、使用時間4時間までの額とする。 2 追加料金は、超過時間1時間ごとに加算する額とする。 3 冷暖房を使用する場合は、それぞれ50パーセント加算する。</p>	区分	基本料金		追加料金		昼間	夜間	昼間	夜間	老人教養室	210円	315円	50円	100円	若者の部屋	210円	315円	50円	100円	婦人教養室	315円	420円	50円	100円	料理実習室	525円	735円	100円	210円	大集会室	1,050円	1,575円	210円	315円	中会議室	315円	420円	50円	100円	小会議室	315円	420円	50円	100円	浴室	210円	315円	50円	100円	現行のとおりとする。	
区分	基本料金			追加料金																																																	
	昼間	夜間	昼間	夜間																																																	
老人教養室	210円	315円	50円	100円																																																	
若者の部屋	210円	315円	50円	100円																																																	
婦人教養室	315円	420円	50円	100円																																																	
料理実習室	525円	735円	100円	210円																																																	
大集会室	1,050円	1,575円	210円	315円																																																	
中会議室	315円	420円	50円	100円																																																	
小会議室	315円	420円	50円	100円																																																	
浴室	210円	315円	50円	100円																																																	
		構造改善センター <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>9～13時</th> <th>13～17時</th> <th>17～22時</th> <th>9～22時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康管理室</td> <td>525円</td> <td>525円</td> <td>735円</td> <td>1,575円</td> </tr> <tr> <td>農産加工室兼調理実習室</td> <td>735円</td> <td>735円</td> <td>1,050円</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td>管理室兼図書室</td> <td>525円</td> <td>525円</td> <td>735円</td> <td>1,575円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>525円</td> <td>525円</td> <td>735円</td> <td>1,575円</td> </tr> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>3,150円</td> <td>3,150円</td> <td>5,250円</td> <td>8,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 冷暖房を使用する場合は50パーセント加算する。</p>	区分	9～13時	13～17時	17～22時	9～22時	健康管理室	525円	525円	735円	1,575円	農産加工室兼調理実習室	735円	735円	1,050円	2,100円	管理室兼図書室	525円	525円	735円	1,575円	和室	525円	525円	735円	1,575円	多目的ホール	3,150円	3,150円	5,250円	8,400円	現行のとおりとする。																				
区分	9～13時	13～17時	17～22時	9～22時																																																	
健康管理室	525円	525円	735円	1,575円																																																	
農産加工室兼調理実習室	735円	735円	1,050円	2,100円																																																	
管理室兼図書室	525円	525円	735円	1,575円																																																	
和室	525円	525円	735円	1,575円																																																	
多目的ホール	3,150円	3,150円	5,250円	8,400円																																																	
		あいの森山の家 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼間</td> <td>1室(4時間につき)</td> <td>2,100円</td> <td>1室を分割して使うときは半額。</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>1名につき</td> <td>525円</td> <td>小学生以下の使用は半額。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	備考	昼間	1室(4時間につき)	2,100円	1室を分割して使うときは半額。	夜間	1名につき	525円	小学生以下の使用は半額。	現行のとおりとする。																																						
区分	単位	金額	備考																																																		
昼間	1室(4時間につき)	2,100円	1室を分割して使うときは半額。																																																		
夜間	1名につき	525円	小学生以下の使用は半額。																																																		

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目		使用料・手数料等の取扱い(上・下水道使用料、有線テレビ使用料、公営住宅使用料を除く。)			協議細目	手数料
調整の方針						
項	目	高富町	伊自良村	美山町	具体的な調整内容	備考
総務 専門 部会	住宅用家屋証明申請手数料	1通 1,300円	1件 1,300円	1件 1,300円	1件 1,300円	
	租税公課証明書交付手数料	1通 300円	1件 200円	1件 200円	1枚 300円	
	土地家屋証明書交付手数料	1件 300円	1件 200円	1件 200円	1枚 300円	
	臨時運行許可申請手数料	1両 750円		1両 750円	1両 750円	
	督促手数料	1件 100円	1件 100円	1件 100円	1件 100円	
	公簿、公文書及び図面閲覧手数料	1件 300円	1件 200円	1件 200円	1件 300円	
厚生 専門 部会	戸籍謄抄本(戸籍全部・個人事項証明書)交付手数料	1通 450円	1通 450円	1通 450円	1通 450円	
	戸籍記載事項証明書交付手数料	1件 350円	1件 350円	1件 350円	1件 350円	
	除籍謄抄本(除籍全部・個人事項証明書)交付手数料	1通 750円	1通 750円	1通 750円	1通 750円	
	除籍記載事項証明書交付手数料	1件 450円	1件 450円	1件 450円	1件 450円	
	届出の受理・不受理の証明書又は届書等記載事項証明書交付手数料	1通 350円	1通 350円	1通 350円	1通 350円	婚姻、離婚、養子縁組又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通について1,400円。
	届書等書類閲覧手数料	1件 350円	1件 350円	1件 350円	1件 350円	
	住民票の写し交付手数料(1世帯5人までを1件とする。)	1件 300円	1件 200円	1件 200円	1件 300円	
	戸籍の附票の写し交付手数料	1通 300円	1通 200円	1通 200円	1通 300円	
	外国人登録原票記載事項証明書交付手数料	1通 300円	1通 200円	1通 200円	1通 300円	
	印鑑証明書交付手数料	1通 300円	1通 200円	1通 200円	1通 300円	
	印鑑登録証再交付手数料	1件 300円	1件 0円	1件 0円	1件 300円	
	その他証明手数料	1件 300円	1件 200円	1件 200円	1通 300円	
	犬の登録手数料	1頭 3,000円	1頭 3,000円	1頭 3,000円	1頭 3,000円	
	狂犬病予防注射済票交付手数料	1頭 550円	1件 550円	1頭 550円	1頭 550円	
	犬の鑑札再交付手数料	1頭 1,600円	1件 1,600円	1頭 1,600円	1頭 1,600円	
	狂犬病予防注射済票再交付手数料	1頭 340円	1件 340円	1頭 340円	1頭 340円	
保護動植物捕獲等許可申請手数料		1件 2,000円		調整して廃止する。		
地下水採取許可申請手数料		1件 5,000円		調整して廃止する。		
自動車等たい積保管許可申請書(再許可申請は 3,000円)		1件 5,000円		調整して廃止する。		

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目	使用料・手数料等の取扱い(上・下水道使用料、有線テレビ使用料、公営住宅使用料を除く。)	協議細目	手数料			
調整の方針						
項目	高富町	伊自良村	美山町	具体的な調整内容	備考	
厚生 専門 部 会	一般廃棄物収集運搬業の許可申請手数料	10,500円	5,000円	5,000円	10,500円	
	一般廃棄物収集運搬業の許可の更新手数料	10,500円	5,000円	5,000円	10,500円	
	一般廃棄物処分業の許可申請手数料	10,500円	5,000円	5,000円	10,500円	
	一般廃棄物処分業の許可の更新手数料	10,500円	5,000円	5,000円	10,500円	
	一般廃棄物処理業の事業の変更の許可申請手数料	3,150円	3,000円	3,000円	3,150円	
	浄化槽清掃業の許可申請手数料	10,500円	5,000円	10,000円	10,500円	
	し尿処理手数料	230円	230円		調整する。	18ℓにつき
	可燃物処理手数料	50円	50円	50円	50円	指定ビニール袋(45ℓ入)
	可燃物処理手数料	35円		35円	35円	指定ビニール袋(30ℓ入)
	不燃物・粗大ごみ処理手数料 規則で定める品目(各戸収集)	1,600円以内	1,600円以内	1,600円以内	調整する。	缶・ビン・ペットボトル・白色トレイは無料(ステーション方式の場合)
	規則で定める品目(直接搬入)	800円以内	800円以内	800円以内		
	袋に収納しないと運搬が困難なもの(各戸収集)	400円	400円	400円	調整する。	指定袋(45ℓ入)1枚につき
袋に収納しないと運搬が困難なもの(直接搬入)	200円	200円	200円	調整する。	指定袋(45ℓ入)1枚につき	
産 建 水 道 専 門 部 会	水道材料検査手数料	1回 1,050円			調整して廃止する。	
	水道工事設計手数料	設計額の100分の2.1		1件 5,250円	1件 5,250円	
	水道工事設計審査手数料			1件 1,050円	調整して廃止する。	
	水道工事検査手数料(給水工事)	1箇所 2,100円		1回 2,100円	1箇所 2,100円	管理者の施設した配水管から分岐して設ける給水管等の工事に係る検査
	水道工事検査手数料(請負工事)	1箇所 3,150円		1回 2,100円	1箇所 3,150円	上記以外の管路工事に係る検査
	指定工事事業者以外の事業者が施工した工事の確認手数料			1回 5,250円	1件 5,250円	
	水道工事設計手数料(簡易水道)			1件 200円以内	1件 5,250円	
	水道工事検査手数料(簡易水道の給水工事)			1件 200円以内	1箇所 2,100円	管理者が施設した配水管から分岐して設ける給水管等の工事に係る検査
	水道工事検査手数料(簡易水道の請負工事)			1件 200円以内	1箇所 3,150円	上記以外の管路工事に係る検査
	消防演習立会手数料	315円			廃止する。	
給水装置工事事業者指定手数料	1件 10,500円		1事業所 10,500円	1件 10,500円		

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目	使用料・手数料等の取扱い(上・下水道使用料、有線テレビ使用料、公営住宅使用料を除く。)	協議細目	手数料				
調整の方針							
項	目	高富町	伊自良村	美山町	具体的な調整内容	備	考
産 建 水 道 専 門 部 会	優良宅地造成認定申請手数料	1件 86,000円			1件 86,000円		
	優良住宅新築認定申請手数料(100㎡以下)	1件 6,200円			1件 6,200円		
	優良住宅新築認定申請手数料(100㎡を超え500㎡以下)	1件 8,600円			1件 8,600円		
	優良住宅新築認定申請手数料(500㎡を超え2,000㎡以下)	1件 13,000円			1件 13,000円		
	優良住宅新築認定申請手数料(2,000㎡を超え10,000㎡以下)	1件 35,000円			1件 35,000円		
	優良住宅新築認定申請手数料(10,000㎡を超えるとき)	1件 43,000円			1件 43,000円		
	土砂埋立て等許可申請手数料		1件 5,000円			調整して廃止する。	
	屋外広告物許可又は更新の申請に対する審査						広告表示面積5㎡又は5㎡未満の端数につき
	広告板等許可申請手数料						
	ネオンサインその他の電飾設備を有しないもの						
	許可の有効期間が1年以下のもの	900円	900円	900円	900円		
	許可の有効期間が1年を超え2年以下のもの	1,520円	1,520円	1,520円	1,520円		
	許可の有効期間が2年を超えるもの	2,240円	2,240円	2,240円	2,240円		
	ネオンサインその他の電飾設備を有するもの						
	許可の有効期間が1年以下のもの	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円		
	許可の有効期間が1年を超え2年以下のもの	2,090円	2,090円	2,090円	2,090円		
	許可の有効期間が2年を超えるもの	3,080円	3,080円	3,080円	3,080円		
	屋外広告物許可の申請に対する審査						
	電柱等利用広告物許可申請手数料	300円	300円	300円	300円		
	立看板許可申請手数料	200円	200円	200円	200円		
はり紙許可申請手数料	400円	400円	400円	400円			
はり札許可申請手数料	80円	80円	80円	80円			
広告幕等許可申請手数料	300円	300円	300円	300円			
アドバルーン許可申請手数料	600円	600円	600円	600円			
その他屋外広告物許可申請手数料	300円	300円	300円	300円			

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目	使用料・手数料等の取扱い(上・下水道使用料、有線テレビ使用料、公営住宅使用料を除く。)	協議細目	手数料
調整の方針			
項目	山県消防組合	具体的な調整内容	備考
指定数量以上の危険物を仮貯蔵。取扱の承認申請手数料	1件 5,400円	現行のとおりとする。	
製造所の設置の許可の申請手数料(変更の場合は1/2、完成検査は1/2、変更完成検査は1/4。)		現行のとおりとする。	
指定数量の倍数が10以下のもの	1件 39,000円		
指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	1件 52,000円		
指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	1件 66,000円		
指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	1件 77,000円		
指定数量の倍数が200を超えるもの	1件 91,000円		
貯蔵所の設置の許可の申請手数料(変更の場合は1/2、完成検査は1/2、変更完成検査は1/4。)		現行のとおりとする。	
屋内貯蔵所			
指定数量の倍数が10以下のもの	1件 20,000円		
指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	1件 26,000円		
指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	1件 39,000円		
指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	1件 52,000円		
指定数量の倍数が200を超えるもの	1件 66,000円		
屋外タンク貯蔵所			
指定数量の倍数が100以下のもの	1件 20,000円		
指定数量の倍数が100を超え1万以下のもの	1件 26,000円		
指定数量の倍数が1万を超えるもの	1件 39,000円		
準特定屋外タンク貯蔵所	1件 580,000円		
特定屋外タンク貯蔵所			
危険物の貯蔵最大数量が1,000kl以上5,000kl未満のもの	1件 900,000円		
危険物の貯蔵最大数量が5,000kl以上1万kl未満のもの	1件 1,090,000円		
危険物の貯蔵最大数量が1万kl以上5万kl未満のもの	1件 1,210,000円		
危険物の貯蔵最大数量が5万kl以上10万kl未満のもの	1件 1,540,000円		
危険物の貯蔵最大数量が10万kl以上20万kl未満のもの	1件 1,800,000円		
危険物の貯蔵最大数量が20万kl以上30万kl未満のもの	1件 4,230,000円		
危険物の貯蔵最大数量が30万kl以上40万kl未満のもの	1件 5,590,000円		
危険物の貯蔵最大数量が40万kl以上のもの	1件 6,910,000円		
岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所			
危険物の貯蔵最大数量が40万kl未満のもの	1件 6,320,000円		
危険物の貯蔵最大数量が40万kl以上50万kl未満のもの	1件 7,970,000円		
危険物の貯蔵最大数量が50万kl以上のもの	1件 11,800,000円		
屋内タンク貯蔵所	1件 26,000円		
地下タンク貯蔵所			
指定数量の倍数が100以下のもの	1件 26,000円		
指定数量の倍数が100を超えるもの	1件 39,000円		

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目	使用料・手数料等の取扱い(上・下水道使用料、有線テレビ使用料、公営住宅使用料を除く。)	協議細目	手数料
調整の方針			
項目	山 県 消 防 組 合	具体的な調整内容	備 考
簡易タンク貯蔵所 移動タンク貯蔵所 積載式移動タンク貯蔵所等 屋外貯蔵所 取扱所の設置の許可の申請手数料(変更の場合は1/2、完成検査は1/2、変更完成検査は1/4。) 給油取扱所 屋内給油取扱所 第1種販売取扱所 第2種販売取扱所 移送取扱所 危険物の移送配管の延長が15km以下のもの 危険物の移送配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上かつ配管延長が7km以上15km以下のもの 危険物の移送配管延長が15kmを超えるもの 一般取扱所 指定数量の倍数が10以下のもの 指定数量の倍数が10を超え50以下のもの 指定数量の倍数が50を超え100以下のもの 指定数量の倍数が100を超え200以下のもの 指定数量の倍数が200を超えるもの	1件 13,000円 1件 26,000円 1件 39,000円 1件 13,000円 1件 52,000円 1件 66,000円 1件 26,000円 1件 33,000円 1件 1件 21,000円 1件 87,000円 1件 1件 39,000円 1件 52,000円 1件 66,000円 1件 77,000円 1件 91,000円	現行のとおりとする 87,000円に危険物を移送するための配管の延長が15km又は15kmに満たない端数を増すごとに22,000円を加えた額	
製造所、貯蔵所又は取扱所の仮使用の承認の申請手数料	1件 5,400円	現行のとおりとする	
製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査手数料 水張検査(変更の場合も同額。) 容量1万l以下のタンク 容量1万lを超え100万l以下のタンク 容量100万lを超え200万l以下のタンク 容量200万lを超えるタンク 水圧検査(変更の場合も同額。) 容量600l以下のタンク 容量600lを超え1万l以下のタンク 容量1万lを超え2万l以下のタンク 容量2万lを超えるタンク	1件 6,000円 1件 11,000円 1件 15,000円 1件 1件 6,000円 1件 11,000円 1件 15,000円 1件 1件 15,000円に1万l又は1万lに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた額	現行のとおりとする	

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目	使用料・手数料等の取扱い(上・下水道使用料、有線テレビ使用料、公営住宅使用料を除く。)	協議細目	手数料
調整の方針			
項 目	山県消防組合	具体的な調整内容	備 考
特定屋外タンク貯蔵所に係る基礎・地盤検査手数料(変更の場合は1/2) 危険物の貯蔵最大数量が1,000kl以上5,000kl未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が5,000kl以上1万kl未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が1万kl以上5万kl未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が5万kl以上10万kl未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が10万kl以上20万kl未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が20万kl以上30万kl未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が30万kl以上40万kl未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が40万kl以上のもの	1件 450,000円 1件 590,000円 1件 770,000円 1件 1,010,000円 1件 1,140,000円 1件 1,760,000円 1件 2,000,000円 1件 2,230,000円	現行のとおりとする。	
特定屋外タンク貯蔵所に係る溶接部検査手数料(変更の場合は1/2) 危険物の貯蔵最大数量が1,000kl以上5,000kl未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が5,000kl以上1万kl未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が1万kl以上5万kl未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が5万kl以上10万kl未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が10万kl以上20万kl未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が20万kl以上30万kl未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が30万kl以上40万kl未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が40万kl以上のもの	1件 540,000円 1件 690,000円 1件 1,040,000円 1件 1,440,000円 1件 1,810,000円 1件 3,490,000円 1件 4,280,000円 1件 4,890,000円	現行のとおりとする。	
屋外タンク貯蔵所に係る岩盤タンク検査手数料(変更の場合は1/2) 危険物の貯蔵最大数量が40万kl未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が40万kl以上50万kl未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が50万kl以上のもの	1件 10,000,000円 1件 13,600,000円 1件 18,700,000円	現行のとおりとする。	
保安に関する検査手数料 特定屋外タンク貯蔵所 危険物の貯蔵最大数量が1,000kl以上5,000kl未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が5,000kl以上1万kl未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が1万kl以上5万kl未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が5万kl以上10万kl未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が10万kl以上20万kl未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が20万kl以上30万kl未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が30万kl以上40万kl未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が40万kl以上のもの 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所 危険物の貯蔵最大数量が1,000kl以上40万kl未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が40万kl以上50万kl未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が50万kl以上のもの	1件 340,000円 1件 450,000円 1件 790,000円 1件 1,010,000円 1件 1,270,000円 1件 3,110,000円 1件 3,810,000円 1件 4,400,000円 1件 2,920,000円 1件 3,500,000円 1件 5,260,000円	現行のとおりとする。	

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目	使用料・手数料等の取扱い(上・下水道使用料、有線テレビ使用料、公営住宅使用料を除く。)	協議細目	手数料
調整の方針			
項	目	山 県 消 防 組 合	具体的な調整内容 備 考
	移送取扱所 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であつて、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7km以上15km以下のもの 危険物を移送するための配管の延長が15kmを超えるもの	1 件 70,000円 1 件 70,000円に危険物を移送するための配管の延長が15km又は15kmに満たない端数を増すごとに17,000円を加えた額	現行のとおりとする。
	承認に係るストーブ煙突取付掃除業承認証の交付手数料	1 件 350円	現行のとおりとする。
	条例に基づく指定数量未満の危険物等を貯蔵し、又は取り扱うタンクの水張検査又は水圧検査手数料 水張検査 水圧検査 容量600l未満のタンク 容量600l以上のタンク	1 件 6,000円 1 件 6,000円 1 件 11,000円	
	火薬類取締法に基づく煙火の消費許可手数料	1 件 7,900円	現行のとおりとする。
	各種証明書の交付手数料 火災に関する証明書 救急に関する証明書 その他の証明書	1 通 300円 1 通 300円 1 通 300円	現行のとおりとする。

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目	使用料・手数料等の取扱い(上・下水道使用料、有線テレビ使用料、公営住宅使用料を除く。)		協議細目	手数料
調整の方針				
項目	山県郡環境衛生施設組合	具体的な調整内容	備考	
事業系可燃ごみ	1枚 130円	調整する。		
事業系不燃ごみ	1枚 400円			
事業系粗大ごみ	1回100kgまで 1,600円			
家庭系のごみは、組合構成町村ごとに指定されている袋に収納されているもの又は処理券が貼付されているものは無料。ただし、可燃ごみを直接搬入する場合は指定なしでも無料。				